

お客様各位

新潟県労働金庫

成年後見制度関連手続共通化の開始について

新潟県労働金庫は、お客さまの利便性向上を目的として、下記の新潟県内に本店を置く他の金融機関と「成年後見制度関連手続の共通化」を開始することとなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 本取組の目的

これまで、複数の金融機関にご預金等の資産をお持ちの場合、同じ成年後見制度関連手続であっても金融機関によって書類の様式や記入方法、ご提出いただく確認書類が異なるなど、手続が煩雑でお客さまのご負担になっておりました。

本取組は、このようなお客さまのご負担を軽減するため、新潟県内に本店を置く20の金融機関で金融機関の手続の取扱いを共通化し、県民の皆さまの利便性の一層の向上を図ることを目的に実施するものです。

2. 成年後見制度関連手続を共通化する金融機関（表中の金融機関の記載順は金融機関コード順）

銀行	株式会社 第四北越銀行、株式会社 大光銀行
信用金庫	新潟県内に本店を置く全ての信用金庫 (新潟信用金庫、長岡信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、柏崎信用金庫、上越信用金庫、新井信用金庫、村上信用金庫、加茂信用金庫)
信用組合	新潟県内に本店を置く全ての信用組合 (新潟県信用組合、興栄信用組合、はばたき信用組合、協栄信用組合、巻信用組合、新潟大栄信用組合、ゆきぐに信用組合、糸魚川信用組合)
労働金庫	新潟県労働金庫

3. 共通化の概要

- ・お客さまからご記入いただく「成年後見制度に関する届出書」の共通化
- ・お客さまからご提出いただく確認書類（登記事項証明書等）の共通化

※本取組は、成年後見制度に関する手続を共同で行うものではなく、必要書類等は、これまで同様、それぞれの金融機関にご提出いただく必要がございます。また、お取引の内容等によっては、各金融機関で取扱いが一部相違する場合もございます。

4. 実施日

2025年7月1日（火）

以上